

第5次 (令和8年度～令和12年度)

いしのまき男女共同参画プラン

(石巻市男女共同参画基本計画)



目次



第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 前期計画からの評価結果	4
4 計画の期間	5
5 計画とSDGs	5
6 計画の体系	6

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進	10
基本目標2 地域・学校における男女共同参画の推進	14
基本目標3 働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備	20
基本目標4 家庭生活における男女共同参画の実現の促進	24
基本目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	30
基本目標6 地域の防災における男女共同参画の推進	34
評価指標一覧	38



資料

1 石巻市の現状	46
(1)各統計結果	46
(2)石巻市市民意識調査結果(抜粋)	50
2 参考項目	58
3 計画策定の経緯	59
4 石巻市男女共同参画推進審議会委員名簿	60
5 石巻市男女共同参画推進条例	62
6 石巻市男女共同参画推進本部設置要綱	68
7 石巻市女性活躍推進会議設置要綱	70
8 用語の解説	72

第Ⅲ章 計画の推進体制

計画の推進体制	42
計画の推進体制図	43



第I章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 前期計画からの評価結果	4
4 計画の期間	5
5 計画とSDGs	5
6 計画の体系	6

1

第5次 石巻市男女参画基本計画

計画策定の趣旨

多様性を力に変え、誰もが能力を 発揮できる地域社会を築く

本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定するものであり、本市の男女共同参画を推進する基本計画です。また、この基本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。女性活躍推進法)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。DV防止法)、新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号。女性支援新法)に基づく計画を包含しています。加えて、本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与するものであり、国・県計画の方向性を踏まえつつ、地域課題に対応した男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

国際社会では、持続可能な開発目標(SDGs)の一つとして「ジェンダー平等を実現しよう(ゴール5)」が掲げられ、ジェンダー平等と多様性の尊重は、持続可能な社会づくりの柱として位置づけられています。わが国でも、第5次男女共同参画基本計画が策定され、女性の政策決定過程への参画拡大、男性の家庭参画促進、あらゆる暴力の根絶、困難を抱える女性への包括的支援など、重点的な取組が進められており、コロナ禍による生活様式の変化やデジタル社会の進展を背景に、誰もが安心して暮らせる環境整備が求められています。

一方で、地域社会に目を向けると、出生率の低下に加えて、女性の都市圏への流出が大きな課題となっています。若年層に広がる「共働き・共育て」の価値観の中で、自らの可能性や希望を実現できる職場が地方に少ないと感じられていること、また、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにより、女性の能力が十分に活かされていないと感じられることが、地域の疲弊につながっています。



本市においても、大震災から15年が経過し、人口減少や少子高齢化、外国人住民や性的マイノリティを含む多様な市民が共に暮らす地域社会づくりが重要な課題となっています。加えて、近年頻発する自然災害や感染症への備えにおいても、ジェンダー平等の視点を取り入れた対応が不可欠です。

市の目指す姿は、性別にかかわらず希望に応じて活躍できる社会です。本市は、「石巻市男女共同参画推進条例」(平成17年石巻市条例第24号)に基づき、すべての市民が個人として尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現をめざしてきました。これまでの取組を基盤に、多様性を力に変え、誰もが能力を発揮できる地域社会を築くことを目指して、この計画を策定します。

新たな計画においても、ジェンダー平等と多様性を尊重し、困難な問題を抱える女性の支援や性の多様性への理解促進を進めるとともに、行政、企業、市民社会など関係者が連携して施策を実施することで、市民や職員が性別にとらわれず意思決定や活動に参画できる機会を増やし、地域や組織の活力向上、性別格差の是正、意識改革といった効果をもたらすことを目指します。

2

第5次 石巻市男女参画基本計画

計画の性格



「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「石巻市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく基本計画です。

国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「宮城県男女共同参画基本計画(第5次)」、本市の「石巻市総合計画」、その他の関連計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「DV防止計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性支援計画」を包含し、本市における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。



3

第5次 石巻市男女参画基本計画

前期計画からの評価結果

基本目標1 「政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進」

女性管理職の割合は目標を達成しましたが、委員会などへの女性登用及び女性人材リストにおける審議会等への登用は伸び悩み「現状維持」と評価されました。女性の視点を積極的に取り入れる仕組みを強化するよう求められています。

基本目標2 「地域・学校における男女共同参画の推進」

「男女共同参画」という言葉の認知度及び自治会等における女性割合は上昇しましたが、性的マイノリティ又はLGBTという言葉の認知度等は伸び悩み「現状維持」と評価されました。高齢者への周知方法について更なる工夫を検討するよう求められています。

基本目標3 「働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備」

「女性のチカラを活かす企業」の認定企業数の増加、男性職員の育児参加の改善等により「推進」と評価されました。セミナーの一般参加者の促進や環境を整備するよう求められています。

基本目標4 「家庭生活における男女共同参画の実現の促進」

放課後児童クラブ及び子育て世代包括支援センターの実施箇所目標を達成、また病児保育施策の成果等により「推進」と評価されました。休日保育の受け入れを充実するよう求められています。

基本目標5 「男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進」

DVやセクハラに関する認知度は目標を下回りましたが、少しずつ向上していることから「現状維持」と評価されました。周知方法を工夫するよう求められています。

基本目標6 「地域の防災における男女共同参画の推進」

新たに資格を取得した女性防災士は目標を達成しましたが、防災会議への女性登用は伸び悩み「現状維持」と評価されました。地域防災に関して女性の参加を促進するよう求められています。

▶ 以上、基本目標ごとの評価により、全体評価は「概ね妥当」と評価されました。

4

第5次 石巻市男女参画基本計画

計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。
なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、適宜必要な内容の見直しを行います。

第5次 石巻市男女参画基本計画 計画とSDGs

5

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの目標(ゴール)のうち、「ジェンダー平等を実現しよう(ゴール5)」に関連します。しかし、実現のためには、「質の高い教育をみんなに(ゴール4)」、「働きがいも経済成長も(ゴール8)」、「パートナーシップで目標を達成しよう(ゴール17)」などの課題を解決する必要があります。

男女共同参画社会の実現は、SDGsのほかの目標達成に貢献することにつながります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

計画の体系

基本目標	施策の方向	取組
<p>基本目標1</p> <p>政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>市の委員会や地域活動に女性の力を取り入れ、職員や教員も男女共同参画の考え方を学ぶことで、様々な意見や視点が大切にされる、住みやすいまちを目指します。</p>	<p>(1) 市の審議会・委員会等への女性の参画の促進</p> <p>KPI▶ 審議会・委員会等に占める女性委員の割合</p> <p>(2) 女性の人材育成</p> <p>KPI▶ 女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合</p> <p>(3) 市職員・教員への意識啓発の強化</p> <p>KPI▶ 市の管理的地位(ポスト課長補佐含む)にある職員に占める女性の割合</p> <p>(4) 市の関係団体等における女性の参画の促進</p> <p>KPI▶ 市の関係団体に公募を通じて登用された女性委員の割合</p>	<p>ア. 市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用を促進します。</p> <p>イ. 女性が方針決定の場において活躍できるよう、能力発揮と意識の向上を図るための研修事業を実施します。</p> <p>ウ. 女性職員の職域や業務の拡大、研修の参加機会の拡大を図り、能力が十分活かせる環境づくりを行います。</p> <p>エ. 市職員が、率先して男女共同参画を推進するよう、意識啓発や研修の充実を図ります。</p> <p>オ. 女性活躍推進法に基づき、男女の均等な機会を確保するとともに、適性を重視した性別にとられない登用を促進します。</p> <p>カ. 市の関係団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行います。</p>
<p>基本目標2</p> <p>地域・学校における男女共同参画の推進</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>市民や地域の団体と力を合わせ、学校・家庭・地域で学ぶ機会を広げながら、男女の違いや性の多様性を理解し、国際交流や多文化がともに生きるまちを目指します。</p>	<p>(1) 市民・市民活動団体等との連携による男女共同参画の推進</p> <p>KPI▶ 自治会等役員に占める女性の割合</p> <p>(2) 学校、家庭、地域の連携による教育・学習機会の拡充</p> <p>KPI▶ 人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合(単年)</p> <p>(3) 男女共同参画の視点立った意識の啓発</p> <p>KPI▶ 夫は仕事、妻は家事という固定的な考え方に反対と回答した人の割合</p> <p>(4) 性の理解と多様な生き方を尊重する地域づくり</p> <p>KPI▶ 性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合</p> <p>(5) 国際交流・多文化共生社会の推進</p> <p>KPI▶ 地域日本語教室の学習者のうち、相互理解が深まったと感じる割合</p>	<p>ア. 地縁団体等の運営や活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画するよう働きかけを行います。</p> <p>イ. 市民活動に関する情報提供や相談事業等を行うほか、男女共同参画に関する学習情報を提供します。</p> <p>ウ. 市民活動団体や女性団体等との交流の場を提供するほか、協働事業の実施により男女共同参画を推進します。</p> <p>エ. 男女平等を基本とした男女共同参画に関する教育を推進します。</p> <p>オ. 家庭、地域と連携した男女共同参画に関する教育を進めるため、学校での取組等の情報を地域に発信します。</p> <p>カ. 出前講座を見直し、講座内容及びメニュー等を充実させ、市民の学習意欲の向上に取組みます。</p> <p>キ. 家庭における男女共同参画等に関する学習機会を提供します。</p> <p>ク. 男女が対等なパートナーとして支え合い、共に創る男女共同参画社会に向けての認識と理解を深めるよう、意識啓発を図ります。</p> <p>ケ. 男女共同参画の視点に配慮した、様々な広報により意識啓発を図ります。</p> <p>コ. 性に関する正しい認識を深めるため、発達段階に応じた教育の充実を図ります。</p> <p>サ. 人権を尊重し、多様な性の在り方についての理解を促進するとともに、男女を問わず、性的指向、性自認に関する悩みに対し相談体制を整備します。</p> <p>シ. 地域社会の国際化に併せ、男女が共に国際的視野を持ち、自ら考え行動できるような環境の整備に向け、国際交流活動を促進します。</p> <p>ス. 関係機関・関係団体と連携し、外国人への支援に努めます。</p>

<p>基本目標3</p> <p>働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>男性中心の働き方を見直し、働く環境の整備を進めることで、女性が能力を発揮しやすく、誰もが仕事と生活の両立ができるまちを目指します。</p>	<p>(1) 男性中心型労働慣行等の変革</p> <p>KPI▶ 男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者のワーク・ライフ・バランス意識実践割合</p> <p>(2) 働く女性の能力向上と就業支援</p> <p>KPI▶ 女性の就業率(18歳～)[単年]</p> <p>(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備</p> <p>KPI▶ イクボス宣言企業数</p>	<p>ア. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業者等に対して普及啓発を行います。</p> <p>イ. 職場における固定的な性別役割分担の意識を見直し、女性の積極的な参画を推進します。</p> <p>ウ. 男性が家庭生活等へ積極的に参画しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>エ. 働く女性の職業能力を向上させるために必要な情報提供や、再就職や起業を目指す人に対する支援を関係団体と連携し実施します。</p> <p>オ. 農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与し、意欲を持って経営に参画できるよう、男女共同参画に係る普及啓発や情報提供を行います。</p> <p>カ. 男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活の実現に向け、啓発事業の充実を図ります。</p> <p>キ. 職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市職員が率先して育児休業や介護休業等を積極的に取得できるよう促進します。</p> <p>ク. 事業者等や関係機関と連携し、各種制度の情報提供を行うとともに、事業者等の取組を支援します。</p>	<p>活躍</p> <p>活躍</p> <p>活躍</p>
<p>基本目標4</p> <p>家庭生活における男女共同参画の実現の促進</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>子育てや介護など家庭の役割を性別に関係なく分担する取り組みを進め、家庭生活における男女共同参画を実現することで、家族が互いに支え合えるまちを目指します。</p>	<p>(1) 男女の生涯にわたる心身の健康支援</p> <p>KPI▶ 生活習慣改善事業延べ参加者数</p> <p>(2) 子育て支援の充実</p> <p>KPI▶ 保育施設入所待機児童数</p> <p>(3) 高齢者や障害者等への生活支援</p> <p>KPI▶ 高齢者教室の受講実人数</p>	<p>ア. 学習機会の提供や健康相談・健康診査・訪問指導を実施し、男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。</p> <p>イ. 子育てに関する様々なニーズに対応する支援業務を強化します。</p> <p>ウ. 子どもの気持ちや保護者の悩みを理解し、子どもの健全育成を支援するため、相談事業の充実を図ります。</p> <p>エ. 家族が協力し合いながら、安心して健やかに子育てができるよう支援します。</p> <p>オ. 地域の保育者における自主的な子育てサークルの育成を支援します。</p> <p>カ. 高齢者及び障害者に関する様々なニーズに対する支援業務の強化に努めるとともに介護保険事業の充実を図ります。</p>	<p>活躍</p> <p>活躍</p> <p>活躍</p>
<p>基本目標5</p> <p>男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>男女間におけるあらゆる暴力について正しく理解し、相談できる場所を知ってもらい、支え合う体制を充実させることで、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。</p>	<p>(1) 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶</p> <p>KPI▶ DVの内容について正しく理解している人の割合</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性及び暴力被害者に対する支援の拡充</p> <p>KPI▶ 石巻市総合相談センターを知っている人の割合</p> <p>(3) 子ども・高齢者・障害者等に対する相談・支援体制の充実</p> <p>KPI▶ 虐待防止啓発活動参加者数</p>	<p>ア. DVに関する正しい知識を深めるとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を促進します。</p> <p>イ. あらゆる場におけるハラスメントをなくすための取組を推進します。</p> <p>ウ. 被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携の強化を図ります。また、被害者及び支援者の安全確保を優先し、継続支援を行うため、定期的に関係機関による検討会議を開催します。</p> <p>エ. DVやストーカー行為による被害者の被害の拡大防止を図るとともに、被害者の自立に向けた取組を支援します。</p> <p>オ. 子ども・高齢者・障害者等に対する虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>DV 困難</p> <p>DV 困難</p> <p>DV 困難</p>
<p>基本目標6</p> <p>地域の防災における男女共同参画の推進</p> <p>.....</p> <p>目指す姿</p> <p>地域の防災活動に女性の力を取り入れ、人材育成や支援を進めることで、災害に強く、多様な人が安心して暮らせる安全なまちを目指します。</p>	<p>(1) 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画の推進</p> <p>KPI▶ 石巻市防災会議の委員に占める女性の割合</p> <p>(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進</p> <p>KPI▶ 毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合</p> <p>(3) 地域防災の核となるコミュニティ支援の充実</p> <p>KPI▶ 防災訓練参加率</p>	<p>ア. 男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していきけるよう、多様な人材の参画を促進します。</p> <p>イ. 防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を実施します。</p> <p>ウ. 共に支え合い助け合う地域づくりの実現のための交流活動等の充実と支援を行います。</p>	

第Ⅱ章 男女共同参画の推進に関する施策



基本目標1	政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進	10
基本目標2	地域・学校における男女共同参画の推進	14
基本目標3	働く場における女性の活躍推進に向けた環境の整備	20
基本目標4	家庭生活における男女共同参画の実現の促進	24
基本目標5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	30
基本目標6	地域の防災における男女共同参画の推進	34
評価指標一覧		38

1 政策形成及び方針決定の場への女性の参画の推進

目指す姿

市の委員会や地域活動に女性の力を取り入れ、職員や教員も男女共同参画の考え方を学ぶことで、**様々な意見や視点が大切にされる、住みやすいまちを目指します。**



現状と課題

「女性の参画を推進し、女性ならではの視点や意見を取り入れる」

男女共同参画の社会を実現するためには、これまで男性が多くを占めていた分野においても、女性ならではの視点や新たな意見を積極的に取り入れることが重要です。

社会のあらゆる意思決定の場において、性別に関係なく多様な価値観が交わることで、より豊かで持続可能な未来が育まれていきます。

全国的には、上場企業における女性役員数が平成24年から令和4年までの10年間で5.8倍に増加するなど、経済分野を中心に政策・方針決定過程への女性の参画が着実に進展しています。

本市においても、審議会・委員会等への女性の参画促進に加え、女性の人材育成や啓発活動を継続的に実施しています。特に、市の管理的地位（ポスト課長補佐を含む。）にある職員に占める女性の割合は着実に伸びており、組織内での意識改革が進んでいます。しかしながら、審議会・委員会等における女性委員の割合は依然として低く、政策・方針決定の場における女性の参画は十分とは言えません。

このことから、引き続き率先して女性の参画を推進し、関係団体への意識啓発や女性の人材育成を進めていく必要があります。

「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
政策や地域活動に女性が参画していることを実感している市民の割合
現状値 (令和6年度実績)
- %
目標値 (令和12年度実績)
57.0% (暫定)

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 12ページ	審議会・委員会等に占める女性委員の割合	28.2%	40.0%
▶ 意思決定の場への女性参画が進むことで、多様な視点が反映された政策形成が可能となる。			
(2) 12ページ	女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合	22.4%	25.0%
▶ 女性人材の活用が進み、地域における多様な人材の登用が進む。			
(3) 13ページ	市の管理的地位(ポスト課長補佐含む)にある職員に占める女性の割合	29.6%	30.0%
▶ 市の管理職登用が進むことで、人材不足の解消や、組織内の多様性・公平性が向上する。			
(4) 13ページ	市の関係団体に公募を通じて登用された女性委員の割合	26.7%	30.0%
▶ 市の施策により意思決定の場に女性が参画する機会が確保され、政策形成や意思決定に女性の視点が反映される。			

施策の方向

(1) 市の審議会・委員会等への女性の参画の促進

▶ ア. 市の政策形成に関わる審議会・委員会等への女性の登用を促進します。

主な
取組

1. 審議会・委員会等への女性の登用促進
2. 女性人材リストの充実及び活用促進
3. 設置根拠となる条例・要綱等の見直しの促進

担当課 【地域振興課】



(2) 女性の人材育成

▶ イ. 女性が方針決定の場において活躍できるよう、能力発揮と意識の向上を図るための研修事業を実施します。

主な
取組

4. 女性の能力発揮・意識向上及び女性人材リストの登録促進

担当課 【地域振興課】

▶ ウ. 女性職員の職域や業務の拡大、研修の参加機会の拡大を図り、能力が十分活かせる環境づくりを行います。

主な
取組

5. 女性職員の積極的な研修への派遣
6. 女性職員の職域・業務拡大のための基礎調査の実施

担当課 【人事課】



(3) 市職員・教員への意識啓発の強化

▶ エ. 市職員が、率先して男女共同参画を推進するよう、意識啓発や研修の充実を図ります。

主な
取組

7. 職員研修の充実
8. 広報を活用した男女共同参画についての市職員への意識啓発
9. 各校の現職教育(教員の資質向上のための研修)の充実

担当課 【人事課】
【地域振興課】
【学校教育課】

▶ オ. 女性活躍推進法に基づき、男女の均等な機会を確保するとともに、適性を重視した性別にとられない登用を促進します。

主な
取組

10. 管理職及び組織内委員等への積極的な女性職員の登用

担当課 【人事課】



(4) 市の関係団体等における女性の参画の促進

▶ カ. 市の関係団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行います。

主な
取組

11. ホームページ等による情報提供
12. 意見交換会等における普及啓発

担当課 【地域振興課】



2 地域・学校における男女共同参画の推進

目指す姿

市民や地域の団体と力を合わせ、学校・家庭・地域で学ぶ機会を広げながら、**男女の違いや性の多様性を理解し、国際交流や多文化がともに生きるまち**を目指します。



現状と課題

「地域活動における担い手不足の解消に向けて、男女共同参画の教育を進める」

男女共同参画社会の実現には、子どもの頃から地域や学校における男女共同参画の意識と実践の教育が重要になっています。

本市においては、自治会や市民団体、学校教育と連携し、平等教育や道徳の授業等の実践、各種セミナーなどを通じて意識の醸成に取り組んできました。

地域活動においては、担い手不足が課題となっており、性別や年齢に関係なく多様な市民が関わることで、公正で活力ある地域社会の構築につながります。特に、女性がリーダーとして活躍する団体も増えてきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)にとらわれている場面もあります。

また、学校においても男女共同参画に加え、命の尊さや性に関する正しい知識を深めることが虐待防止や新たな命を大切に育む意識の育成につながり、今と未来を生きるこどもたちに対して、より実践的で多様性を尊重する教育を進めることが重要となってきています。

さらに、国際交流や多文化共生が進む現代では、性的指向や性自認に対する理解を深め、偏見や差別をなくす取り組みなど、行政、教育機関、市民団体が連携し、地域全体で進めていく必要があります。令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)が施行され、本市においてもパートナーシップ制度に関する普及啓発を進めるなど、多様性を尊重する社会づくりを推進していきます。

「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
男女共同参画社会が推進されていると感じる市民の割合
現状値 (令和6年度実績)
43.1%
目標値 (令和12年度実績)
56.9%

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 16ページ	自治会等役員に占める女性の割合 ▶ 地域の意思決定に女性が参画することで、政策や取組への理解と協力がえられやすくなる。	20.5%	25.0%
(2) 17ページ	人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合[単年] ▶ 人の役に立つために必要となる能力として、お互いの違いや個性を受け入れる包摂性、人権を尊重する心を育む必要があり、その結果としてKGIの達成に寄与することとなる。	95.5%	96.8%
(3) 18ページ	夫は仕事、妻は家事という固定的な考え方に反対と回答した人の割合 ▶ 性別にとらわれない意識が広がり、男女平等社会の実現に向けた意識改革が進む。	75.1%	80.0%
(4) 19ページ	性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合 ▶ 性的多様性に対する理解が進み、誰もが尊重される社会の実現につながる。	83.8%	87.4%
(5) 19ページ	地域日本語教室の学習者のうち、相互理解が深まったと感じる割合 ▶ 性別や文化の違いを越えて相互理解が深まり、多様な市民が安心して地域活動に参画できる環境が醸成される。	90.0%	95.0%

施策の方向

(1) 市民・市民活動団体等との連携による男女共同参画の推進

▶ **ア. 地縁団体等の運営や活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画するよう働きかけを行います。**

主な
取組

1. 地縁団体等の長や役員への女性登用の働きかけ

担当課 【地域協働課】

▶ **イ. 市民活動に関する情報提供や相談事業等を行うほか、男女共同参画に関する学習情報を提供します。**

主な
取組

2. 石巻市NPO支援オフィスを活用した市民活動の促進

担当課 【地域振興課】

▶ **ウ. 市民活動団体や女性団体等との交流の場を提供するほか、協働事業の実施により男女共同参画を推進します。**

主な
取組

3. 市民活動団体や女性団体等とのネットワークの強化

担当課 【地域振興課】

4. 市民活動団体や女性団体等との協働事業の実施



(2) 学校、家庭、地域の連携による教育・学習機会の拡充

▶ **エ. 男女平等を基本とした男女共同参画に関する教育を推進します。**

主な
取組

5. 副読本等を活用した人権教育の実施

6. 異性についての正しい理解を深める道徳授業実践の奨励

7. 勤労観や職業観を育てるキャリア教育の充実

担当課 【学校教育課】

▶ **オ. 家庭、地域と連携した男女共同参画に関する教育を進めるため、学校での取組等の情報を地域に発信します。**

主な
取組

8. 各学校での情報紙、ホームページの作成

担当課 【学校教育課】

▶ **カ. 出前講座を見直し、講座内容及びメニュー等を充実させ、市民の学習意欲の向上に取り組めます。**

主な
取組

9. 出前講座実施要綱の見直し

担当課 【生涯学習課】

▶ **キ. 家庭における男女共同参画等に関する学習機会を提供します。**

主な
取組

10. 保護者に対する学校と家庭との連携協力の働きかけ

11. 家庭教育学級の実施機関の拡充

12. 家庭教育支援事業の実施

13. 地域学校協働活動事業の実施

担当課 【生涯学習課】
【学校教育課】



施策の方向

(3) 男女共同参画の視点に立った意識の啓発

- ▶ ク. 男女が対等なパートナーとして支え合い、共に創る男女共同参画社会に向けての認識と理解を深めるよう、意識啓発を図ります。

主な
取組

14. 男女共同参画関連セミナー等の開催
15. 男女共同参画週間事業の実施
16. 男性及び若者に向けた広報・啓発事業の実施

担当課 【地域振興課】



- ▶ ケ. 男女共同参画の視点に配慮した、様々な広報により意識啓発を図ります。

主な
取組

17. ホームページ等を活用した意識啓発

担当課 【地域振興課】



(4) 性の理解と多様な生き方を尊重する地域づくり

- ▶ コ. 性に関する正しい認識を深めるため、発達段階に応じた教育の充実を図ります。

主な
取組

18. 性に関する指導の学校保健計画への位置づけと計画的な実施
19. 市立高校における性教育講話の実施

担当課 【学校教育課】
【地域振興課】

- ▶ サ. 人権を尊重し、多様な性の在り方についての理解を促進するとともに、男女を問わず、性的指向、性自認に関する悩みに対し相談体制を整備します。

主な
取組

20. 人権を尊重した性的マイノリティへの理解促進
21. 性的指向、性自認に関わる相談の実施
22. パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発

担当課 【地域振興課】
【総合相談センター】
【学校教育課】



(5) 国際交流・多文化共生社会の推進

- ▶ シ. 地域社会の国際化に併せ、男女が共に国際的視野を持ち、自ら考え行動できるような環境の整備に向け、国際交流活動を促進します。

主な
取組

23. 国際交流団体及び外国人への支援団体に対する活動支援

担当課 【地域振興課】

- ▶ ス. 関係機関・関係団体と連携し、外国人への支援に努めます。

主な
取組

24. 外国人相談窓口の設置
25. 多文化共生推進事業の実施

担当課 【地域振興課】



目指す姿

男性中心の働き方を見直し、働く環境の整備を進めることで、**女性が能力を発揮しやすく、誰もが仕事と生活の両立ができるまち**を目指します。

現状と課題

「男性中心型の労働慣行の見直しや、育児・介護休業の取得を促進する職場環境の整備が不可欠」

女性が自らの意思で職業生活を築き、個性と能力を十分に発揮して活躍することは、持続可能な社会の実現に向けてますます重要になっています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が改正され、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対して、管理職に占める女性の割合の公表が義務化されるなど、企業の取組がより具体的に求められるようになりました。勤務体制の柔軟化や育児・介護との両立支援、出産後の職場復帰を自然な流れとする職場環境づくりなど、積極的な取組が広がっています。

全国的には、女性の就業者数が増加し、出産前後の就業継続率も上昇しており、かつて課題とされた「M字カーブ」も緩やかに解消へ向かっています。保育環境の整備や両立支援施策がその背景にあります。

本市では、平成30年8月に石巻市女性活躍推進会議を設置し、女性が

地域で活躍できる環境づくりを目指して、事業者への啓発や学習機会の提供などを進めてきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根強く残っており、さらなる意識改革が求められています。

男女が共にやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送るためには、男性中心型の労働慣行の見直しや、育児・介護休業の取得を促進する職場環境の整備が不可欠です。働き方改革関連法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組も、生活の質を高める重要な柱となっています。

仕事だけでなく、家事・育児・介護、地域とのつながりも含めた「暮らし全体」を見つめ直すことが、これからの社会の豊かさにつながります。



「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
自分の職場が仕事と家庭の両立のために働きやすいと感じる人の割合
現状値 (令和6年度実績)
76.4%*
目標値 (令和12年度実績)
85.0%

* 保育所保護者アンケート

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 22ページ	男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者のワーク・ライフ・バランス意識実践割合	61.0%	75.0%
▶ 男性の家庭参加意識を高め、家庭内の役割分担の平等化を促す。			
(2) 22ページ	女性の就業率 (18歳~)[単年]	49.3%	51.6%
▶ 女性の就業機会の拡大により、経済的自立と社会参画が促進される。			
(3) 23ページ	イクボス宣言企業数	24社	54社
▶ イクボス宣言を通じて柔軟な働き方が広がり、女性の能力発揮と職業生活における活躍が促進される。			

施策の方向

(1) 男性中心型労働慣行等の変革

- ▶ **ア.** 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業者等に対して普及啓発を行います。

主な
取組

1. 労働実態に関する情報の収集
2. 関係機関・団体と連携した啓発の促進

担当課 【商工課】

- ▶ **イ.** 職場における固定的な性別役割分担の意識を見直し、女性の積極的な参画を推進します。

主な
取組

3. ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及啓発及び情報提供

担当課 【地域振興課】
【商工課】

- ▶ **ウ.** 男性が家庭生活等へ積極的に参画しやすい環境づくりを推進します。

主な
取組

4. 男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発

担当課 【地域振興課】



(2) 働く女性の能力向上と就業支援

- ▶ **エ.** 働く女性の職業能力を向上させるために必要な情報提供や、再就職や起業を目指す人に対する支援を関係団体と連携し実施します。

主な
取組

5. 関係機関・団体と連携した各種セミナーの開催

担当課 【地域振興課】

- ▶ **オ.** 農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与し、意欲を持って経営に参画できるよう、男女共同参画に係る普及啓発や情報提供を行います。

主な
取組

6. 家族経営協定の締結促進
7. 女性の力を活かした農業の持続的な発展と農政の円滑な推進
8. 漁業地域のイメージアップ、安全性向上等に女性の力を活用
9. 関係機関・団体と連携した啓発活動及び情報提供

担当課 【農林課】
【水産課】
【商工課】



(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備

- ▶ **カ.** 男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた生活の実現に向け、啓発事業の充実を図ります。

主な
取組

10. ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
11. 国や県が行う認定・表彰制度(「女性のチカラを活かす企業」「くるみん」「えるぼし」等)の普及啓発

担当課 【地域振興課】
【商工課】

- ▶ **キ.** 職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市職員が率先して育児休業や介護休業等を積極的に取得できるよう促進します。

主な
取組

12. 男性職員の育児休業取得の推進
13. 職員に対し子育て支援に関する制度の周知
14. 庁内電子掲示板等を活用した職員への定期的な周知

担当課 【人事課】
【教育総務課】

- ▶ **ク.** 事業者等や関係機関と連携し、各種制度の情報提供を行うとともに、事業者等の取組を支援します。

主な
取組

15. 各種支援制度に関する説明会や個別相談会の周知等
16. ホームページ等による就業支援情報の周知

担当課 【商工課】



目指す姿

子育てや介護など家庭の役割を性別に関係なく分担する取り組みを進め、家庭生活における男女共同参画を実現することで、家族が互いに支え合えるまちを目指します。



現状と課題

「近年の家庭内における多様なニーズ(ダブルケア、ひとり親家庭など)に寄り添った施策の検討」

家庭生活においても、健康を保ちながら持続可能な働き方を実践し、個人として多様な役割を担うことが、生涯にわたる豊かな人生につながると考えられています。医療の進歩や健康意識の高まりにより平均寿命は延び続けていますが、心身ともに健やかに過ごす「健康寿命」を延ばすためには、若いうちからの生活習慣の見直しや予防意識の醸成が欠かせません。生活習慣病予防や健診の受診促進など、男女の生涯にわたる健康支援が求められています。

また、女性の勤労意欲は社会全体の意識変化とともに高まっていますが、保育施設の待機児童問題は依然として課題です。多様な働き方に対応した保育サービスの充実、子育てと仕事の両立を支える基盤であり、引き続き取り組むべき重要なテーマです。

晩婚化や高齢化の進行により、子育てと親の介護が重なる「ダブルケア」に直面する家庭も増えています。こうした複合的な負担に対応するためには、高齢者や障害者への生活支援の充実、ひとり親家庭への情報提供や経済的支援など、家庭の多様なニーズに寄り添った施策が必要です。

さらに、男女が協力して家事・育児・介護を担う「共働き・共育て」の意識を広げ、家庭内の役割分担を見直すことが、真の男女共同参画の実現につながります。働き方改革の推進とともに、家庭生活におけるバランスのとれた関係性を築くことが、地域社会の活力にもつながってきます。

「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
男性の1日当たりの家事従事率(1時間以上)
現状値 (令和6年度実績)
59.0%
目標値 (令和12年度実績)
70.5%

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 26ページ	生活習慣改善事業延べ参加者数	4,983人	5,200人
▶ 多様な世代が学びや取組を通じて、健康で充実した生活を送ることができる。			
(2) 27ページ	保育施設入所待機児童数	2人	0人 (毎年度解消を目指す)
▶ 保育の受け皿が整うことで、仕事と育児の両立が可能になる。			
(3) 29ページ	高齢者教室の受講実人数	913人	1,000人
▶ 高齢者や障害者が学びや交流の機会を通じて、充実した生活を送ることができる。			

施策の方向

(1) 男女の生涯にわたる心身の健康支援

- ▶ ア. 学習機会の提供や健康相談・健康診査・訪問指導を実施し、男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

主な
取組

1. 母子健康手帳交付時、個別面接の実施
2. 助産師による産前産後の心とからだのトータルケア推進事業の実施
3. 妊婦一般健康診査費の助成事業の実施
4. 妊婦歯科健康診査の実施
5. 産婦に対する訪問指導の実施
6. こころの相談事業の実施
7. 健康・体力づくり、生活習慣病予防に関する啓発の実施
8. 各種健(検)診の重要性の啓発と検診の実施
9. 禁煙指導(喫煙に関する正確な情報提供)の実施
10. 発育・発達状況に応じた、生涯にわたる健康管理に関する教育の充実
11. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の概念についての普及啓発

担当課

【健康推進課】
【こども家庭センター】
【学校教育課】
【地域振興課】



(2) 子育て支援の充実

- ▶ イ. 子育てに関する様々なニーズに対応する支援業務を強化します。

主な
取組

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 12. 保育所待機児童の解消 | 21. 地域子育て支援拠点事業の実施 |
| 13. 延長保育事業の実施 | 22. 子どもセンター「らいつ」の活用促進 |
| 14. 一時預かり事業の実施 | 23. ファミリーサポート事業の活用促進 |
| 15. 休日保育事業の実施 | 24. 子ども医療費助成の充実 |
| 16. 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)の実施 | 25. 様々な子育ての情報発信の充実 |
| 17. 障害児保育の充実 | 26. 児童扶養手当や母子父子家庭医療費助成制度の周知 |
| 18. 病児保育事業の実施 | 27. 母子家庭等自立支援事業の実施(就労支援事業等) |
| 19. 放課後児童クラブの充実 | 28. 母子・父子家庭への児童扶養手当の支給 |
| 20. 認可外保育施設に対する支援 | 29. 母子・父子家庭への医療費の助成 |

担当課

【子ども保育課】 【子育て支援課】 【保険年金課】

- ▶ ウ. 子どもの気持ちや保護者の悩みを理解し、子どもの健全育成を支援するため、相談事業の充実を図ります。

主な
取組

30. 児童・母子相談、父子相談、少年相談の実施
31. 公認心理士等の専門カウンセラーによる相談会の実施
32. 子育て世帯訪問支援事業の実施
33. 要保護児童対策地域協議会との連携

担当課

【総合相談センター】



施策の方向 (24ページ「(2)子育て支援の充実」の続き)

(2) 子育て支援の充実

▶ エ. 家族が協力し合いながら、安心して健やかに子育てができるよう支援します。

主な
取組

- 34. 乳幼児健診の実施
- 35. 育児や健康等の多様な子育てに関する悩み事相談の実施
- 36. 男性の育児参加促進事業の実施
- 37. 育児ヘルパー事業の実施
- 38. 家庭の子育て機能強化に向けた意識啓発

担当課 【健康推進課】
【子育て支援課】
【こども家庭センター】

▶ オ. 地域の保育者における自主的な子育てサークルの育成を支援します。

主な
取組

- 39. 子育てサークルを対象とした育児相談や歯科相談、
栄養相談の実施

担当課 【健康推進課】



(3) 高齢者や障害者等への生活支援

▶ カ. 高齢者及び障害者に関する様々なニーズに対する支援業務の強化に努めるとともに 介護保険事業の充実を図ります。

主な
取組

- 40. 高齢者や障害者及び家族に対する相談・支援の実施
- 41. 高齢者や障害者の理解を深めるための普及啓発
- 42. 避難行動要支援者支援策等の実施
- 43. 高齢者の健康づくり事業の実施
- 44. 高齢者教室の開催
- 45. 障害福祉サービス等の充実
- 46. 介護予防事業及び認知症対策事業の実施
- 47. 介護サービスの充実

担当課 【健康推進課】
【介護福祉課】
【保健福祉総務課】
【障害福祉課】
【生涯学習課(中央公民館)】



目指す姿

男女間におけるあらゆる暴力について、
正しく理解し、相談できる場所を知ってもらい、
支え合う体制を充実させることで、
誰もが安心して暮らせるまちを目指します。



現状と課題

「相談窓口の認知拡大、市民への啓発活動など人権を尊重する意識を育てる」

虐待に関する相談や通報は年々増加傾向にあり、特に大震災以降は住環境や家族構成の変化などにより、複雑化・重症化する事案や複合的な虐待が多く見られるようになってきました。DV(配偶者やパートナーからの暴力)や各種虐待の被害者には、女性、子ども、高齢者、障害者などが多いですが、近年では男性が言葉の暴力などの被害を受けるケースや、ストーカー行為による被害も社会問題化しています。さらに、情報通信技術(ICT)の進化やSNSの普及により、暴力の形態は一層多様化し、見えにくい被害が広がっています。

職場におけるハラスメントも深刻な課題であり、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、パワー・ハラスメントやマタニティハラスメントなど、多様なハラスメントへの理解が必要です。本人に悪意がなくても、相手の尊厳を傷つける行為となることがあるため、職場全体での意識改革が求められています。

令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、複雑な課題を抱える女性に対し、包括的な支援を行う体制が整えられました。この法律により、女性相談支援センターや民間団体との連携が強化され、地域に根ざした支援の枠組みが構築されました。

市民への啓発を通じて、DVやハラスメントに関する正しい知識を広め、相談窓口が身近な存在として認識されるよう努めることが、あらゆる暴力の根絶につながります。学校、家庭、職場、地域それぞれの場で人権を尊重する意識を育てることが、安心して暮らせる社会の基盤となります。

あわせて、地域全体での見守りや暴力事案の早期発見・早期対応ができるよう、今後も宮城県や関係機関と連携を密にしながら、継続的な支援を進めていく必要があります。

「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
DVや困難な状況にある女性が、安心して相談できる窓口を認知している人の割合
現状値 (令和6年度実績)
45.5%
目標値 (令和12年度実績)
70.0%

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 32ページ	DVの内容について正しく理解している人の割合	49.9%	70.0%
▶ DVに対する正しい理解が広がり、早期の気づきと予防につながる意識基盤の形成に寄与する。			
(2) 32ページ	石巻市総合相談センターを知っている人の割合	48.4%	70.0%
▶ 総合相談窓口の認知が進み、多様な困りごとに対する支援の入り口機能の強化に寄与する。			
(3) 33ページ	虐待防止啓発活動参加者数	225人	330人
▶ 性別に関係なく市民が虐待防止の知識を身につけ、地域で支え合える環境が整備される。			

施策の方向

(1) 男女間におけるあらゆる暴力等の根絶

▶ **ア. DVに関する正しい知識を深めるとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を促進します。**

主な
取組

1. 各種研修会や出前講座での広報・啓発
2. 関係機関・団体と連携した人権啓発事業の実施
3. 広報誌、ホームページ、パンフレット等による広報・啓発

担当課

【総合相談センター】
【総務課】

▶ **イ. あらゆる場におけるハラスメントをなくすための取組を推進します。**

主な
取組

4. ハラスメント防止に関するセミナー等の開催
5. 事業者に対するハラスメント防止の働きかけ
6. 相談機関についての情報提供

担当課

【人事課】
【商工課】



(2) 困難な問題を抱える女性及び暴力被害者に対する支援の拡充

▶ **ウ. 被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携の強化を図ります。また、被害者及び支援者の安全確保を優先し、継続支援を行うため、定期的に関係機関による検討会議を開催します。**

主な
取組

7. 専門カウンセリング事業の実施
8. DV相談窓口の周知の徹底
9. 相談業務担当者の資質の向上
10. 民間支援団体及び関係機関とのネットワークの充実
11. 配偶者暴力相談支援センター事業の実施

担当課

【総合相談センター】

▶ **エ. DVやストーカー行為による被害者の被害の拡大防止を図るとともに、被害者の自立に向けた取組を支援します。**

主な
取組

12. 住民票の写し等の発行・閲覧の制限
13. 市営住宅申込に係る優先的な入居の考慮
14. 一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所支援
15. 保護命令の申立指導
16. DV被害者の自立に向けた、児童手当受給に関する支援策の実施

担当課

【市民課】
【住宅課】
【総合相談センター】
【子育て支援課】



(3) 子ども・高齢者・障害者等に対する相談体制の充実

▶ **オ. 子ども・高齢者・障害者等に対する虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。**

主な
取組

17. 関係機関と連携し、複雑化する虐待ケースに対応
18. 子どもに対する虐待防止の啓発
19. 高齢者・障害者に対する虐待防止の啓発
20. 特定妊婦対象者への支援

担当課

【こども家庭センター】
【総合相談センター】



目指す姿

地域の防災活動に女性の力を取り入れ、
人材育成や支援を進めることで、
災害に強く、多様な人が安心して暮らせる
安全なまちを目指します。



現状と課題

「女性の自主防災組織への参画促進、防災リーダーの育成等を行う」

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、市民や地域組織が中心となって「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められます。

このことから、平成26年12月に石巻市地域防災計画を改訂し、自助・共助・公助の連携の必要性を位置づけるとともに、災害時の備えとして、女性や乳幼児に配慮した備品・備蓄、授乳場所の整備等に取り組むこととしました。また、地域における防災活動においても、男女共同参画の視点や要支援者に配慮した訓練の実施、女性の消防団への入団や自主防災組織への参画促進、防災リーダーの育成等を行っており、女性の参画によって、災害に強く多様性に配慮した地域づくりに寄与することを目指しています。

大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすとともに、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることになります。今後も大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することのないようにしていく必要があります。

また、感染症や災害時の対策においても、男女共同参画の視点を取り入れながら実施することが重要になります。すべての市民が安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、各種支援事業の実施と、関係機関等との連携強化を継続して行っていく必要があります。

「施策の方向」に関連する評価指標

KGI

評価指標項目
地域の防災対策が推進されていると感じる市民の割合
現状値 (令和6年度実績)
56.2%
目標値 (令和12年度実績)
71.0%

KPI

関連する施策の方向No.	評価指標項目 (「施策の方向」に関連する評価指標)	現状値 (令和6年度実績)	目標値 (令和12年度実績)
(1) 36ページ	石巻市防災会議の委員に占める女性の割合	16.9%	30.0%
▶ 防災の意思決定に女性の視点が反映され、誰も取り残さない災害対応体制の構築に寄与する。			
(2) 36ページ	毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合	41.4%	50.0%
▶ 女性防災士の育成が進み、地域防災に多様な視点を持つ担い手が広がる。			
(3) 37ページ	防災訓練参加率	12.8%	20.0%
▶ 性別にかかわらず多くの住民が防災訓練に参加することで、地域住民同士の連携が強化され、安全・安心な地域防災の基盤が醸成される。			

施策の方向

(1) 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画の推進

▶ ア. 男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していけるよう、多様な人材の参画を促進します。

主な
取組

1. 石巻市防災会議への女性委員の登用の促進
2. 防災士における女性の参画の促進
3. 消防団への女性の入団促進
4. 女性の防災リーダーの育成

担当課

【危機対策課】
【震災伝承課】
【地域安全推進課】



(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

▶ イ. 防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を実施します。

主な
取組

5. 積極的な防災意識の啓発
6. 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営の推進

担当課

【地域振興課】
【危機対策課】



(3) 地域防災の核となるコミュニティ支援の充実

▶ ウ. 共に支え合い助け合う地域づくりの実現のための交流活動等の充実と支援を行います。

主な
取組

7. 地域介護予防活動支援事業(住民主体によるサロン活動支援)の実施
8. 自主防災組織に対する補助金を活用した地域防災力の向上

担当課

【介護福祉課】
【地域安全推進課】



評価指標一覧

基本目標	評価指標項目		現状値 R6年度又は R7.4.1現在	目標値 令和12年度	目標値の根拠データ
1	KGI	施策や地域活動に女性が参画していることを実感している市民の割合	-%	57.0%	・市民意識調査で調査予定 ・暫定的にR7市民アンケートの類似設問結果による
	KPI	審議会・委員会等に占める女性委員の割合	28.2%	40.0%	地域振興課調査
		女性人材リストにおける審議会等へ登用された委員の割合	22.4%	25.0%	地域振興課実績
		市の管理的地位(ポスト課長補佐含む)にある職員に占める女性の割合	29.6%	30.0%	人事課実績
		市の関係団体に公募を通じて登用された女性委員の割合	26.7%	30.0%	地域振興課調査
2	KGI	男女共同参画社会が推進されていると感じる市民の割合	43.1%	56.9%	総合計画R7市民アンケート
	KPI	自治会等役員に占める女性の割合	20.5%	25.0%	地域協働課調査
		人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合[単年]	95.5%	96.8%	学力・学習状況調査
		夫は仕事、妻は家事という固定的な考え方に反対と回答した人の割合	75.1%	80.0%	保育所保護者アンケート
		性的マイノリティ又はLGBTという言葉を知っている人の割合	83.8%	87.4%	市民意識調査
		地域日本語教室の学習者のうち、相互理解が深まったと感じる割合	90.0%	95.0%	参加者アンケート
3	KGI	自分の職場が仕事と家庭の両立のために働きやすいと感じる人の割合	76.4%	85.0%	保育所保護者アンケート
	KPI	男性が育児・家事へ参加することに対する意識啓発セミナー参加者のワーク・ライフ・バランス意識実践割合	61.0%	75.0%	参加者アンケート
		女性の就業率(18歳～)[単年]	49.3%	51.6%	総合計画市民意識調査、国勢調査、労働力調査(総務省)
		イクボス宣言企業数	24社	54社	地域振興課実績

38

基本目標	評価指標項目		現状値 R6年度又は R7.4.1現在	目標値 令和12年度	目標値の根拠データ
4	KGI	男性の1日当たりの家事従事率(1時間以上)	59.0%	70.5%	市民意識調査
	KPI	生活習慣改善事業延べ参加者数	4,983人	5,200人	健康増進計画
		保育施設入所待機児童数	2人	0人 (毎年度解消を目標)	子ども保育課実績
		高齢者教室の受講実人数	913人	1,000人	中央公民館実績
5	KGI	DVや困難な状況にある女性が、安心して相談できる窓口を認知している人の割合	45.5%	70.0%	男女間暴力に関する調査(内閣府)
	KPI	DVの内容について正しく理解している人の割合	49.9%	70.0%	男女間暴力に関する調査(内閣府)
		石巻市総合相談センターを知っている人の割合	48.4%	70.0%	男女間暴力に関する調査(内閣府)
		虐待防止啓発活動参加者数	225人	330人	総合相談センター実績
6	KGI	地域の防災対策が推進されていると感じる市民の割合	56.2%	71.0%	総合計画R7市民アンケート
	KPI	石巻市防災会議の委員に占める女性の割合	16.9%	30.0%	第5次男女共同参画基本計画(国)
		毎年度新たに資格を取得した防災士に占める女性の割合	41.4%	50.0%	日本防災士機構登録実績
		防災訓練参加率	12.8%	20.0%	

第Ⅲ章 計画の推進体制



計画の推進体制	42
計画の推進体制図	43

計画の推進体制

CHECK 01

庁内推進体制

市長を本部長とする「石巻市男女共同参画推進本部」において、男女共同参画について総合的かつ効果的な推進を図ります。
また、「石巻市男女共同参画推進本部幹事会」においては、必要に応じて検討委員会を置くなど、男女共同参画の推進に関し必要な調査や研究を行い、実効性のある施策を展開します。

CHECK 02

石巻市男女共同参画推進審議会

市長の諮問に応じ設置する「石巻市男女共同参画推進審議会」では、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要な意見や提言を行います。本市では、審議会からの意見や提言を受け、施策のより効果的な推進を図ります。

CHECK 03

市民、事業者、地縁団体等との協働

市民、事業者、地縁団体、市民活動団体等との協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

CHECK 04

関係機関との連携

国、県、近隣市町及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。また、石巻市女性活躍推進会議での意向を参考に計画の推進を図ります。

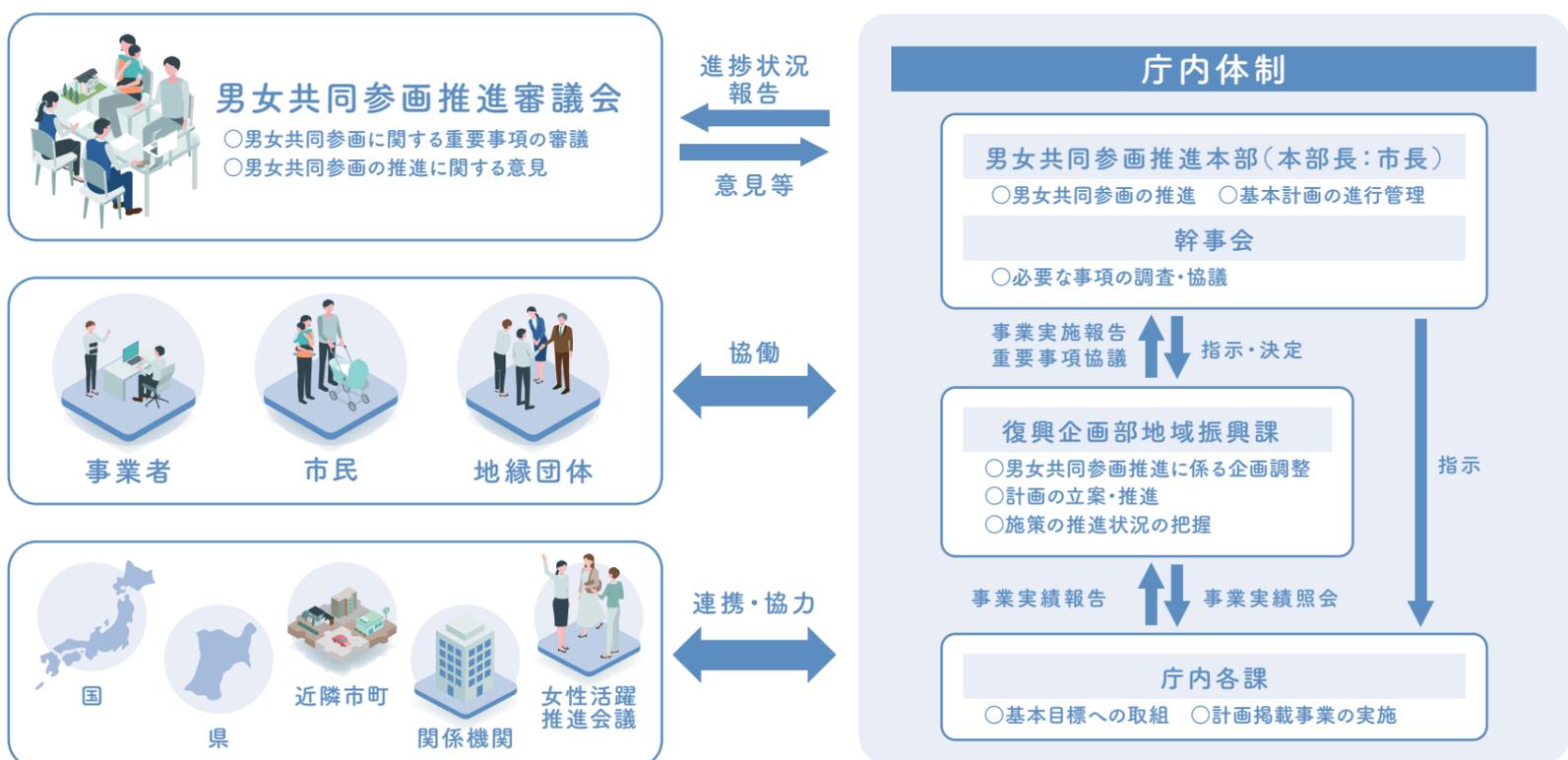
CHECK 05

計画の進行管理

推進状況については、年度ごとに事業の実施状況を内部で検証・評価するとともに、有識者等で構成する審議会の意見を踏まえて進行管理を行い、その結果を次年度の施策に反映させることで、計画のより効果的な推進を図ります。
また、市民が男女共同参画に関心を持てるよう、評価結果を公表するとともに、PDCAサイクルに基づき継続的に改善を行うなど、透明性と実効性の高い運営に努めます。



計画の推進体制図



計画の進行管理

推進状況については、年度ごとに事業の実施状況を内部で検証・評価するとともに、有識者等で構成する審議会の意見を踏まえて進行管理を行い、その結果を次年度の施策に反映させることで、計画のより効果的な推進を図ります。また、市民が男女共同参画に関心を持てるよう、評価結果を公表するとともに、PDCAサイクルに基づき継続的に改善を行うなど、透明性と実効性の高い運営に努めます。

資料

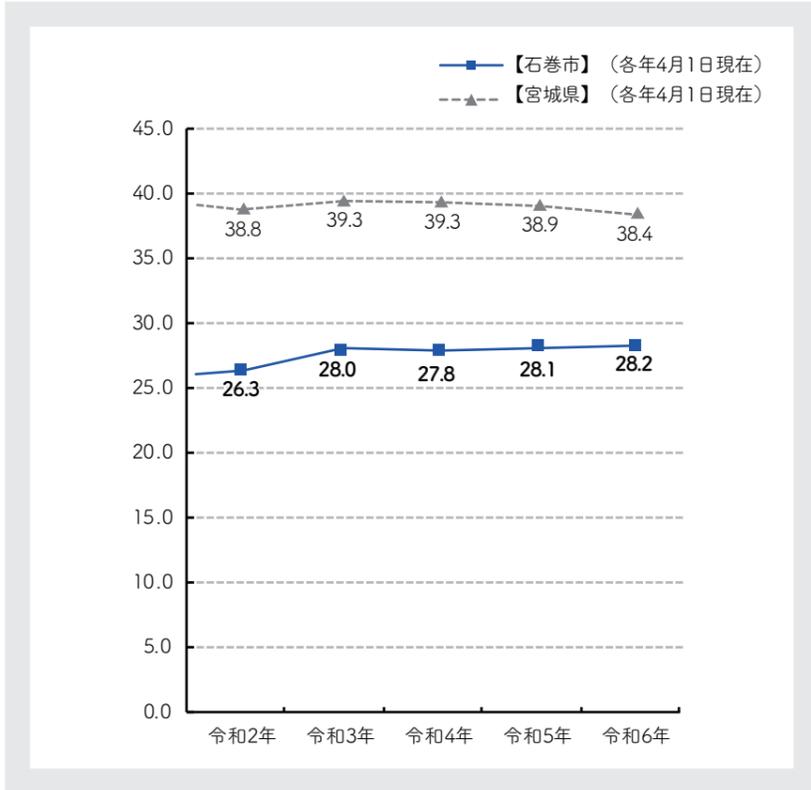


1	石巻市の現状	46
	(1)各統計結果	46
	(2)石巻市市民意識調査結果(抜粋)	50
2	参考項目	58
3	計画策定の経緯	59
4	石巻市男女共同参画推進審議会委員名簿	60
5	石巻市男女共同参画推進条例	62
6	石巻市男女共同参画推進本部設置要綱	68
7	石巻市女性活躍推進会議設置要綱	70
8	用語の解説	72

石巻市の現状

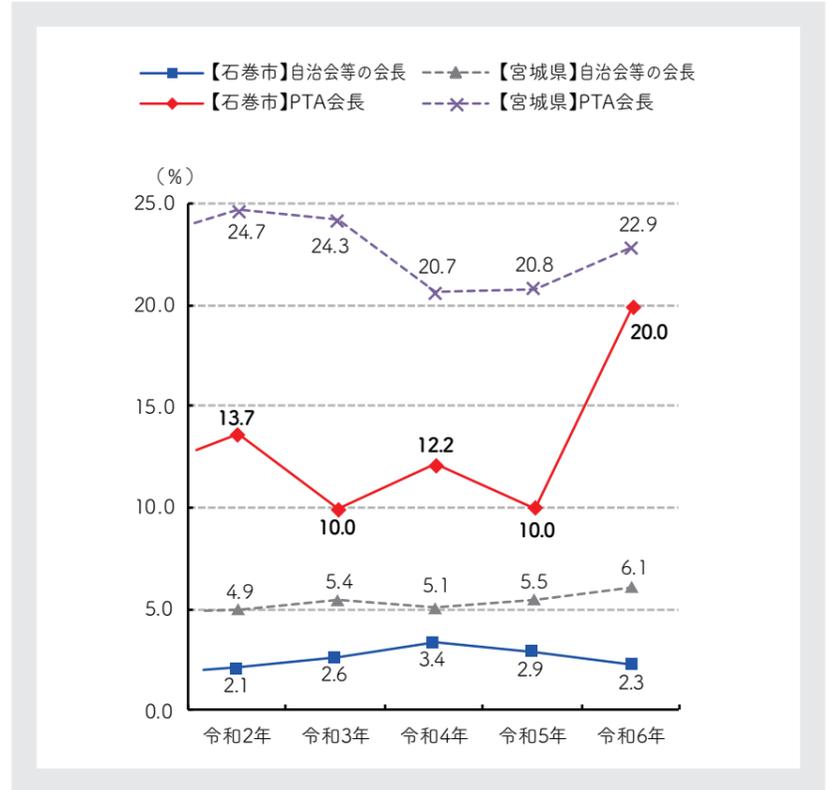
(1) 各統計結果

【図表1】 審議会・委員会等の女性委員登用率の推移



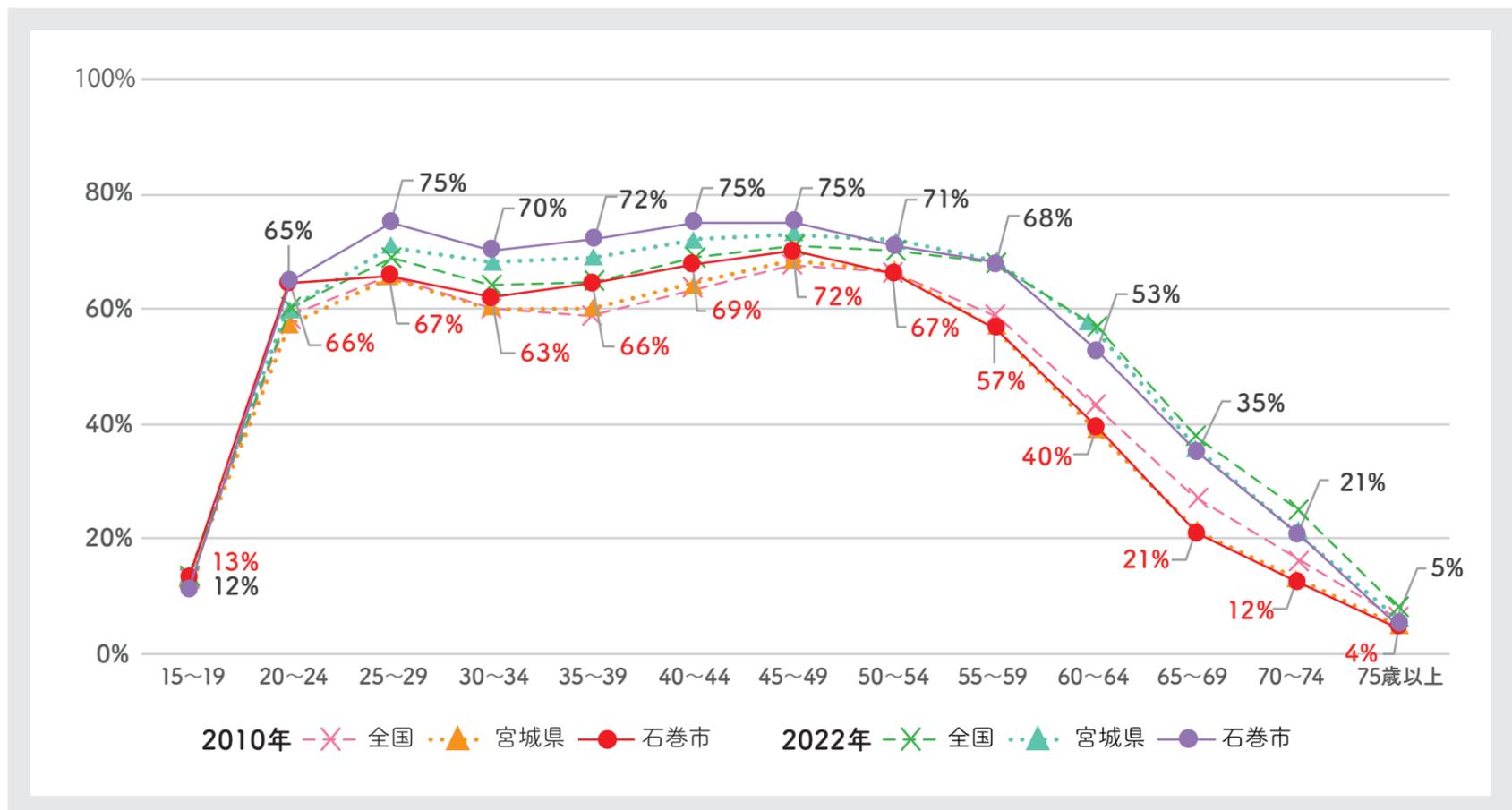
※宮城県：令和6年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告より
 ※石巻市：石巻市男女共同参画基本計画進捗状況調査結果より

【図表2】 自治会長及びPTA会長の女性会長登用率の推移



※宮城県：令和6年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告より
 石巻市：石巻市の自治会等の会長(各年10月1日現在)
 石巻市のPTA会長(各年6月1日現在)
 宮城県：宮城県の自治会等の会長(各年4月1日現在)
 宮城県のPTA会長(各年3月31日現在)

【図表3】 女性の年齢階級別有業率



※資料 2010年・2022年 国勢調査

石巻市の現状 (1) 各統計結果

【図表4】 保育所の入所者数の推移 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	162	160	145	121	121
1歳児	387	381	405	420	375
2歳児	491	465	461	459	468
3歳児	513	496	469	473	469
4歳児	540	510	492	472	483
5歳児	543	531	509	490	483
計	2,636	2,543	2,481	2,435	2,399

資料:石巻市子ども保育課(各年度4月1日現在)

【図表5】 待機児童数の推移 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	12	8	3	3	2

資料:石巻市子ども保育課(各年度4月1日現在)

【図表6】 幼稚園の入園者数の推移 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	267	276	257	230	163
4歳児	459	319	326	295	209
5歳児	428	466	325	332	261
計	1,154	1,061	908	857	633

資料:学校基本調査(各年度5月1日現在)

【図表7】 一時預かり事業の実施状況 (単位:か所、件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	4	2	4	2	4
定員数	25	15	30	20	30
延利用件数	2,556	1,938	1,319	1,296	2,065

資料:石巻市子ども保育課(各年度3月末現在)

【図表8】 放課後児童クラブの実施状況 (単位:か所、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	48	48	52	50	49
定員数	2,355	2,365	2,465	2,405	2,345
待機児童数	17	36	21	54	50

資料:石巻市子育て支援課(各年度4月1日現在)

【図表10】 延長保育の実施状況 (単位:か所、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	21	21	21	21	22

資料:石巻市子ども保育課(各年度4月1日現在)

【図表9】 子育て支援センターの実施状況 (単位:か所、件、組)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置か所数	12	12	12	12	12
相談件数	1,437	1,365	1,228	1,245	1,191
支援件数	306	379	378	425	219
親子教室等参加親子数	8,032	8,060	7,462	9,451	9,070

資料:石巻市子育て支援課(各年度3月末現在)

【図表11】 総合相談センターにおけるDV・女性相談件数 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV・女性相談件数	57	37	42	30	42
DV相談	43	26	35	25	40
女性相談	14	11	7	5	2

資料:石巻市総合相談センター(各年度3月末現在)

石巻市の現状

(2) 石巻市市民意識調査結果(抜粋)

調査対象	市内に居住する無作為抽出した満18歳以上の男女3,200人										
抽出方法	令和7年5月31日現在の住民基本台帳から各地区、年齢及び男女別の人口比率に基づき無作為抽出										
調査方法	郵送による配布と郵送およびインターネットによる回収										
調査期間	令和7年7月25日～8月15日										
調査内容	①市政への関心 ④スポーツ ⑦中心市街地活性化 ②SDGs(持続可能な開発目標) ⑤石巻市の環境 ⑧博物館 ③男女共同参画社会 ⑥地域福祉										
回収結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>回収数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,200人</td> <td>1,307人</td> <td>1,307人</td> <td>40.8%</td> </tr> </tbody> </table>			対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率	3,200人	1,307人	1,307人	40.8%
対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率								
3,200人	1,307人	1,307人	40.8%								
企画・実施	石巻市総務部秘書広報課										

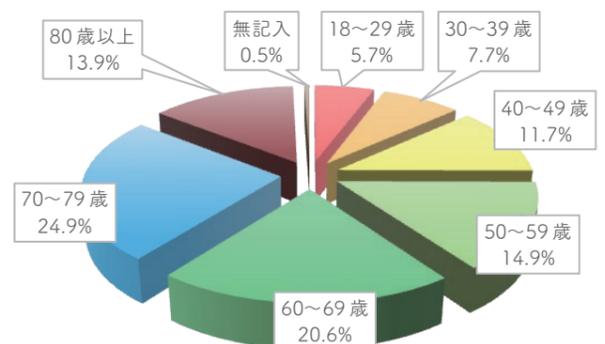
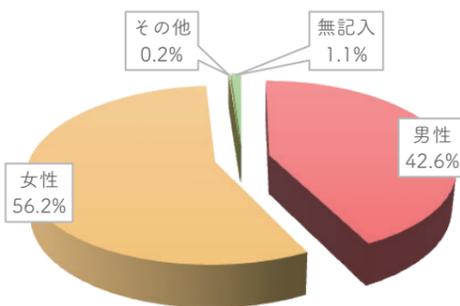
イ 年齢

項目	回答数	構成比
18～29歳	75名	5.7%
30～39歳	100名	7.7%
40～49歳	153名	11.7%
50～59歳	195名	14.9%
60～69歳	269名	20.6%
70～79歳	326名	24.9%
80歳以上	182名	13.9%
無記入	7名	0.5%

■回答者の属性

ア 性別

項目	回答数	構成比
男性	557名	42.6%
女性	734名	56.2%
その他	2名	0.2%
無記入	14名	1.1%

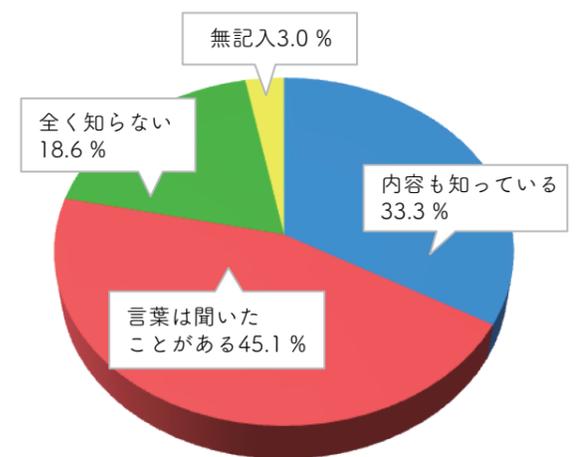


【図表1】 「男女共同参画社会」という言葉の認知度

No.	項目	回答数	構成比
1	内容も知っている	435名	33.3%
2	言葉は聞いたことがある	590名	45.1%
3	全く知らない	243名	18.6%
	無記入	39名	3.0%

集計結果の分析

「言葉は聞いたことがある」が45.1%と最も多く、「内容も知っている」と合わせた認知度は78.4%となった。しかし、「全く知らない」が18.6%となっていることから、ホームページ、SNSを活用した情報提供や、男女共同参画関連セミナー、イベント等での広報・意識啓発を行い、認知度の向上を図る必要がある。

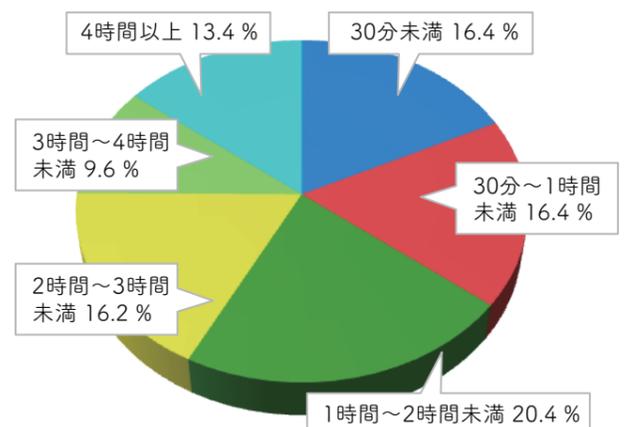


【図表2】 1日の家事時間(介護・看護・育児含む)

No.	項目	回答数	構成比
1	30分未満	215名	16.4%
2	30分～1時間未満	215名	16.4%
3	1時間～2時間未満	267名	20.4%
4	2時間～3時間未満	212名	16.2%
5	3時間～4時間未満	126名	9.6%
6	4時間以上	175名	13.4%
	無記入	97名	7.4%

集計結果の分析

「1時間～2時間未満」が最も多く、20.4%を占めており、「1時間～4時間以上」の割合は59.6%で全体の半数を超えている。
 「1時間～4時間以上」の割合のうち、性別別で見ると、女性が72.7%で男性(27.3%)の約2.7倍となっており、家事負担の多くを女性が担っていることがわかるため、性別による役割分担意識を解消するため、引き続きセミナー等を実施していく。
 また、年齢別にみると、年代が上がるにつれて家事にかかる時間が長くなる傾向が見られ、60～79歳で50.2%となっており、退職や子育ての終了、介護への関与など、ライフステージの変化が家事時間の増加に影響していると考えられる。



石巻市の現状 (2) 石巻市市民意識調査結果(抜粋)

【図表3】 家庭での育児や家事の役割の考え

No.	項目	回答数	構成比
1	夫の役割	1名	0.1%
2	妻の役割	68名	5.2%
3	基本的には夫の役割で、妻は手伝う程度	3名	0.2%
4	基本的には妻の役割で、夫は手伝う程度	288名	22.0%
5	夫も妻も同様に行う	538名	41.2%
6	どちらかできる方がすればいい	295名	22.6%
7	わからない	33名	2.5%
8	その他	26名	2.0%
	無記入	55名	4.2%

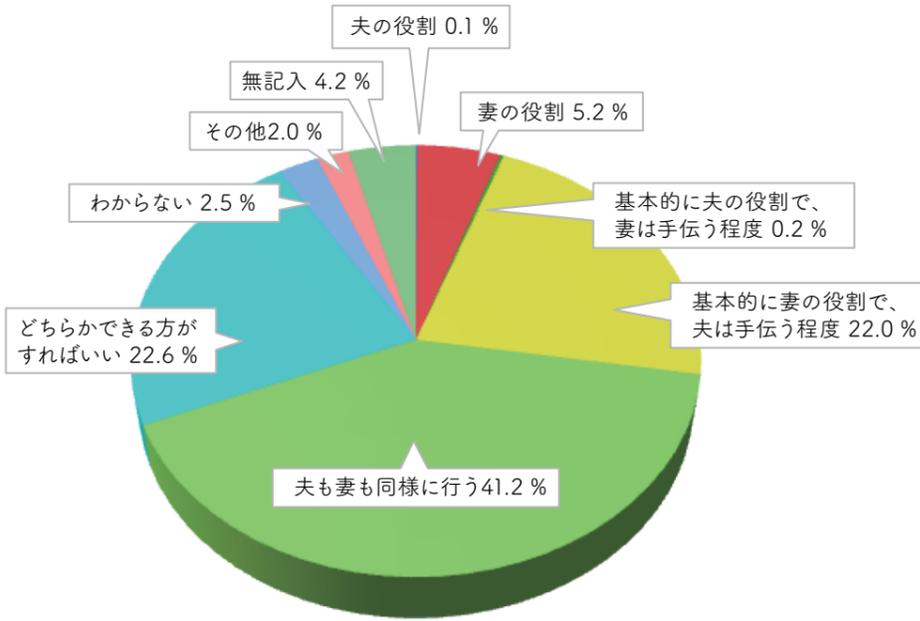
▶ その他

- 夫婦の役割では無く、祖父母等含めて皆の役割。出来る所を協力し合う。
- 労働時間や収入に合わせてバランス良く分担
- 子供
- 分担している
- 平等であるべきだと思う。実際のところは妻の方
- 同居している全員
- 家族と地域の役割
- 同様に言い、時間のある方が行い、出来るほうがやればいい。

集計結果の分析

「夫も妻も同様に行う」が41.2%、「どちらか、できる方がすればいい」が22.6%と、性別に関係なく家事を行うと考える方が63.8%となっている。

一方で「妻の役割」「基本的には妻の役割であり、夫はそれを手伝う程度」が合計で27.2%となっていることから、意識啓発セミナーの開催など、男女が共にやりがいや生きがいを持って生活ができるよう、男性の育児や家事に対する参画促進を図る必要がある。



【図表4】 男女共同参画社会を実現するために、市に求めること

No.	項目	回答数	構成比
1	労働時間の短縮や保育・介護サービス等、男女ともに働きやすい環境を整える	713名	54.6%
2	子育てや介護などで一度仕事を辞めた人への再就職を支援する	527名	40.3%
3	男性の家事・育児・介護への参加を促進する	351名	26.9%
4	男女の身体的な違いに配慮し、生涯を通じた健康支援を行う	311名	23.8%
5	男女共同参画の視点からの防災対策を推進する	308名	23.6%
6	審議会や委員会等の方針決定の場への女性の登用を促進する	287名	22.0%
7	ひとり親家庭の就業や生活自立に向けた支援を充実する	262名	20.0%
8	DV・セクハラなど性暴力防止のための取組や被害者支援を行う	160名	12.2%
9	特になし	131名	10.0%
10	その他	35名	2.7%
	無記入	79名	6.0%

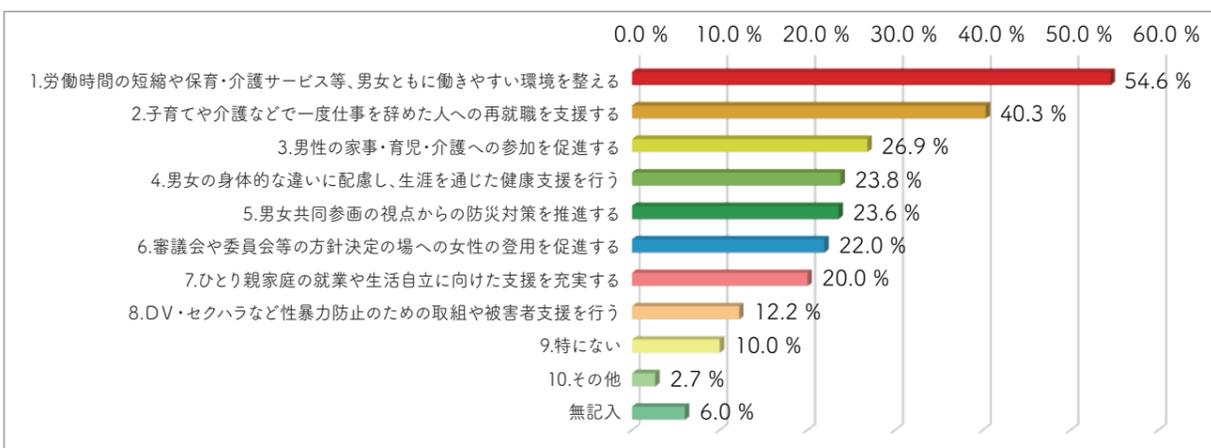
▶ その他

- 支援金、補助金などの金銭面の支援
- 収入格差
- 賃金、税金
- 保育、介護のサポート強化
- ある程度の収入が見込める職場場所を増やして欲しい
- 妊娠～育児の大変さを男性にもっと体験させるべき
- 男性の理解を深める
- 高齢者への支援
- 女性の就業条件(特にパート)の改善
- 定年後の再就職支援、障害者への理解支援
- 役所上級職への女性の登用
- 出産率を上げるため取り組み
- 独身であっても働きやすい、住みやすい場所づくり、取り組み

集計結果の分析

「労働時間の短縮や保育・介護サービス等、男女ともに働きやすい環境を整える」が54.6%と最も高く、男女ともに家事や育児などをしながらでも十分に働くことができる環境が必要とされていることが伺える。

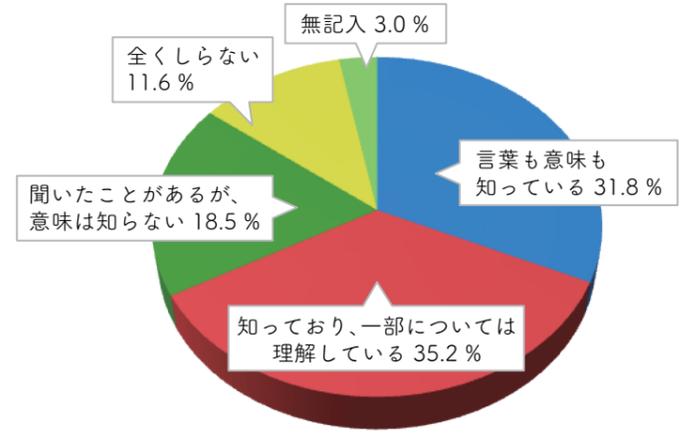
このことから、職場環境の改善等に関する研修を実施するほか、イクボスとしてワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場環境づくりに取り組む「石巻市イクボス宣言企業」を募集するなど、男女が社会の対等な構成員として、共に参画できる社会の実現に取り組んでいく必要がある。



石巻市の現状 (2) 石巻市市民意識調査結果(抜粋)

【図表5】 「性的マイノリティ」「LGBT」という言葉の認知度

No.	項目	回答数	構成比
1	言葉も意味も知っている	415名	31.8%
2	知っており、一部については理解している	460名	35.2%
3	聞いたことがあるが、意味は知らない	242名	18.5%
4	全く知らない	151名	11.6%
	無記入	39名	3.0%

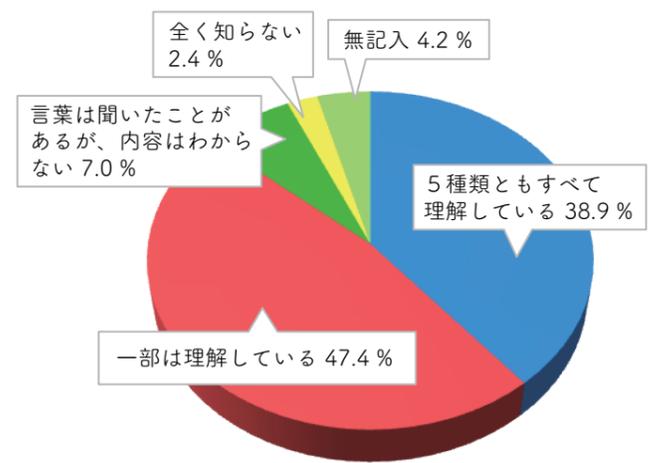


集計結果の分析

言葉自体の認知度については85.5%となっているが、「言葉も意味も知っている」は31.8%にとどまっている。このことから、言葉だけでなく、内容についても理解を深めてもらうために、性的マイノリティ研修や中高生向けに性教育講話等を実施するなど、更なる理解促進を図る必要がある。

【図表6】 DV(配偶者等からの暴力)についての理解度 <<DVの種類・身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力>>

No.	項目	回答数	構成比
1	5種類ともすべて理解している	509名	38.9%
2	一部は理解している	619名	47.4%
3	言葉は聞いたことがあるが、内容はわからない	92名	7.0%
4	全く知らない	32名	2.4%
	無記入	55名	4.2%



集計結果の分析

「5種類ともすべて理解している」が38.9%、「一部は理解している」が47.4%となっている。言葉自体の認知度は93.3%と高くなっているが、すべてのDVについて正しく理解してもらうために、今後もホームページやSNSを活用した情報提供のほか、DV相談カードの作成、配布など、啓発活動に努める必要がある。

【図表7】 セクシャル・ハラスメント又はDV被害の相談窓口の認知度

▶ ア 石巻警察署

No.	項目	回答数	構成比
1	名称も支援内容も知っている	339名	25.9%
2	名称は聞いたことがある	562名	43.0%
3	全く知らない	284名	21.7%
	無記入	122名	9.3%

▶ イ 石巻市総合相談センター

No.	項目	回答数	構成比
1	名称も支援内容も知っている	125名	9.6%
2	名称は聞いたことがある	445名	34.0%
3	全く知らない	569名	43.5%
	無記入	168名	12.9%

▶ ウ 宮城県東部保健福祉事務所

No.	項目	回答数	構成比
1	名称も支援内容も知っている	103名	7.9%
2	名称は聞いたことがある	391名	29.9%
3	全く知らない	628名	48.0%
	無記入	185名	14.2%

▶ エ 宮城県女性相談支援センター

No.	項目	回答数	構成比
1	名称も支援内容も知っている	65名	5.0%
2	名称は聞いたことがある	355名	27.2%
3	全く知らない	711名	54.4%
	無記入	176名	13.5%

▶ オ みやぎ男女共同参画相談室

No.	項目	回答数	構成比
1	名称も支援内容も知っている	35名	2.7%
2	名称は聞いたことがある	271名	20.7%
3	全く知らない	793名	60.7%
	無記入	208名	15.9%

集計結果の分析

「名称も支援内容も知っている」が最も多いところでも、25.9%となっており、相談窓口の認知度は低いことがうかがえる。このことから、関係機関等との情報共有、連携強化を図りながら、広報誌、ホームページ、パンフレット等による相談窓口の周知に努める必要がある。



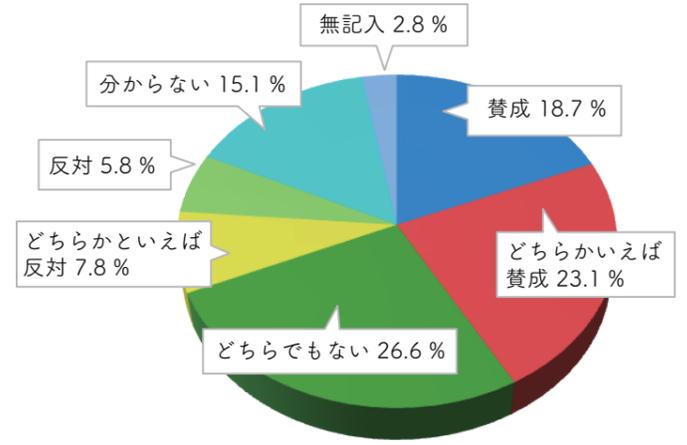
▶ その他

- NPO 法ハーティ仙台
- 権擁護委員
- 権擁護協議会
- 石巻さえあいセンター

石巻市の現状 (2) 石巻市市民意識調査結果(抜粋)

【図表8】 パートナーシップ制度の導入について

No.	項目	回答数	構成比
1	賛成	245名	18.7%
2	どちらかといえば賛成	302名	23.1%
3	どちらでもない	348名	26.6%
4	どちらかといえば反対	102名	7.8%
5	反対	76名	5.8%
6	分からない	197名	15.1%
	無記入	37名	2.8%



集計結果の分析

「賛成」「どちらかといえば賛成」が41.8%、「どちらでもない」「分からない」は41.7%を占めていることから、今後は多様な生き方を尊重し、研修や講座等を実施し、パートナーシップ制度についての目的や意義等に関する理解促進を図っていく必要がある。

【図表9】 【図表8】の「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」を選んだ理由

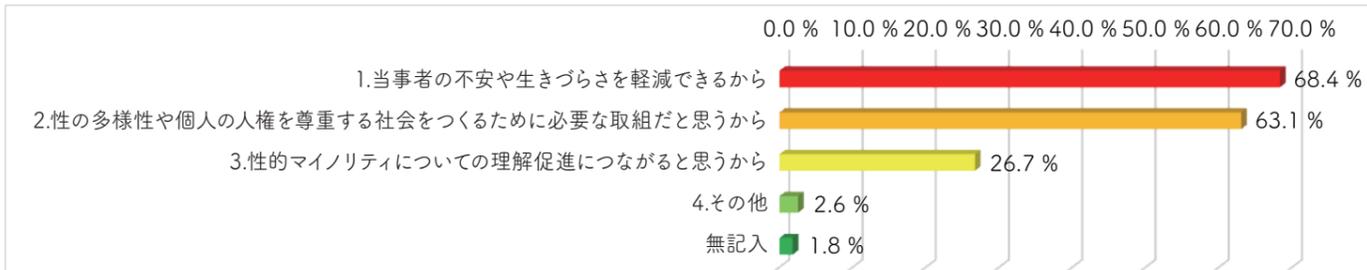
No.	項目	回答数	構成比
1	当事者の不安や生きづらさを軽減できるから	374名	68.4%
2	性の多様性や個人の人权を尊重する社会をつくるために必要な取組だと思うから	345名	63.1%
3	性的マイノリティについての理解促進につながると思うから	146名	26.7%
4	その他	14名	2.6%
	無記入	10名	1.8%

▶ その他

- 幸せを掴んでほしい。人生1回しかないの
- 個の自由
- そのようなカップルが移住してくれてもいいと思うから。
- 1にも似ているが、異性同士だから婚姻するのが普通という概念はすでに時代遅れである
- 石巻市で長く暮らす選択肢が増えると思うので
- 結婚というワードにとらわれず、パートナーとしても家族としても法的に守られるようにすれば良いと思います。

集計結果の分析

「賛成」「どちらかといえば賛成」の理由は、「当事者の不安や生きづらさを軽減できると思うから」が最も高く68.4%となっている。性の多様性に関する社会的理解や共感が高まっていることがうかがえる。



【図表10】 【図表8】の「4. どちらかといえば反対」「5. 反対」を選んだ理由

No.	項目	回答数	構成比
1	必要とされている制度だと思わないから	87名	48.9%
2	性的マイノリティについて、まだ理解が広がっておらず時期尚早だと思うから	68名	38.2%
3	法的効力がなければ実用性があると思えないから	42名	23.6%
4	その他	17名	9.6%
	無記入	4名	2.2%

▶ その他

- 戸籍の変更をして婚姻すれば良いと思う。
- 子どもがかわいそう
- 外国の不法滞在の手段に悪用されると思うから。
- 少子化考える
- 婚姻制度が意味のないものと感じてしまう。そもそも男女で成り立つもので子を成す事が出来ない
- 本物かなりすましかの判断?が難しいのでは
- 婚姻に準ずる関係を約束する必要性に疑問を持っているから

集計結果の分析

「どちらかといえば反対」「反対」の理由は、「必要とされている制度だと思わないから」が最も高く48.9%となっている。制度自体の意義や目的への納得感が十分に得られていないことがうかがえる。



2 参考項目

評価指標項目	全国 現状値 (令和6年度実績)	宮城県 現状値 (令和6年度実績)	石巻市 現状値 (令和6年度実績)
市議会議員に占める女性の割合	20.3% (全国平均)	16.3% (県内平均)	14.3%
小・中学校 PTA 役員に占める女性の割合	—	—	62.7%
DV・女性相談件数	123,274件 ^{※1}	864件 ^{※2}	33件 ^{※3}
消防団員に占める女性の割合 ^{※4}	3.8%	—	1.7%

※1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(R5.4.1～R6.3.31実績) ※2 宮城県統計データR6年度実績 ※3 石巻市総合相談センターにおける相談件数(R6年度実績)
 ※4 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う消防機関である消防団の構成員のことを指す

評価指標項目	全国 現状値 (令和6年度実績)	宮城県 現状値 (令和6年度実績)	石巻市 現状値 (令和6年度実績)
「女性のチカラを活かす企業」認証企業数(宮城県)	—	660社	56社
男性職員の育児休業取得率	33.2% ^{※1}	98.7% ^{※2} (県職員)	50.0% ^{※2} (市職員)
「育児や家事の役割」について「夫婦同様」との回答割合	—	—	75.7% ^{※3}
保育施設における一時預かり事業の実施施設数	—	—	4カ所
休日保育の実施施設数と受入定員	—	—	1カ所 定員10名
病後児等保育事業における延べ利用者数	—	—	延367人
放課後児童クラブ開所数	—	—	49カ所
利用者支援事業「産前産後プラン」作成者について「子育て不安軽減」との回答割合	—	—	98.0% ^{※4}

※1 令和6年度厚生労働省「雇用均等基本調査」 ※2 特定事業主行動計画における令和6年度職員の実績
 ※3 令和6年度市民意識調査 ※4 令和6年度利用者アンケート

3

3 計画策定の経緯

開催年月日	会議名・内容
令和7年6月6日	第1回石巻市男女共同推進本部幹事会 ・石巻市男女共同参画基本計画(第4次)の取組について検証 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(案)について協議
令和7年6月17日	女性活躍推進に係る意見交換会(関係事業者等)
令和7年6月27日	第1回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・石巻市男女共同参画基本計画(第4次)の取組について検証 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(案)について協議
令和7年7月16日	第1回石巻市男女共同参画検討委員会 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(案)について協議
令和7年7月25日	第1回石巻市男女共同参画推進審議会 ・石巻市男女共同参画基本計画(第4次)評価について諮問 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(案)について協議
令和7年7月25日	石巻市市民意識調査(～8月15日)
令和7年9月9日	第5次計画策定に係る意見交換会(書面)(NPO・子育て団体)(～16日)
令和7年10月20日	女性活躍推進に係る意見交換会(関係事業者等)
令和7年9月29日	第2回石巻市男女共同参画検討委員会 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(素案)について協議
令和7年10月14日	第2回石巻市男女共同参画推進本部幹事会 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(素案)について協議
令和7年11月13日	第2回石巻市男女共同参画推進審議会 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(素案)について諮問
令和7年11月19日	石巻市男女共同参画推進審議会より答申 第2回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(原案)について協議
令和7年12月2日	石巻市議会全員協議会 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(原案)を報告
令和7年12月12日	第5次基本計画案に関するパブリック・コメントの実施(～12月25日)

開催年月日	会議名・内容
令和8年1月22日	第3回石巻市男女共同参画推進本部幹事会 ・パブリック・コメントの結果及び第5次計画案に対する意見答申報告 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(最終案)について協議
令和8年1月27日	第3回石巻市男女共同参画推進本部会議 ・パブリック・コメントの結果及び第5次計画案に対する意見答申報告 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(最終案)について協議
令和8年2月26日	第3回石巻市男女共同参画検討委員会 ・パブリック・コメントの結果及び第5次計画案に対する意見答申報告 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(最終案)について
令和8年2月26日	第3回石巻市男女共同参画推進審議会 ・パブリック・コメントの結果及び第5次計画案に対する意見答申報告 ・第5次石巻市男女共同参画基本計画(最終案)について
令和8年2月27日	第5次石巻市男女共同参画基本計画策定 市長決裁

石巻市男女共同参画推進審議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	東北学院大学地域総合学部	教 授	熊 沢 由 美	会長
2	湊水産株式会社	取締役	木 村 朱 見	
3	特定非営利活動法人ベビースマイル石巻	代表理事	荒 木 裕 美	
4	石巻市教育委員会	教育委員(教育長職務代行委員)	今 泉 良 正	副会長
5	石巻人権擁護委員協議会	人権擁護委員	村 上 伸 介	
6	石巻公共職業安定所	統括職業指導官	本 田 敦 子	R7.4.1~R8.7.31
7	一般社団法人石巻青年会議所	直前理事長	木 村 亜梨沙	
8	石巻商工会議所	総務管理課長	藤 原 智	
9	一般社団法人りとりと	代表理事	兼 子 佳 恵	
10	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	男女共同参画推進専門監	大 沼 史 柄	

(任期:令和6年8月1日~令和8年7月31日)

MEMO

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 24 号

目次

前文	
第1章	総則(第1条—第7条)
第2章	性別による人権侵害の禁止等(第8条—第10条)
第3章	基本的施策(第11条—第18条)
第4章	相談及び苦情処理(第19条・第20条)
第5章	男女共同参画推進審議会(第21条—第25条)
第6章	雑則(第26条)

附則

すべての人は、性別により差別されない平等な存在であり、その人権が尊重されるものでなければならない。

しかし、今なお様々な分野において、性別により役割を分ける考えや、それに基づく社会の制度や慣行が根強く残っており、男女の多様な生き方を妨げる要因となっている。

市が市民参画によるまちづくりを推進し、発展していくためにも、性別による固定的な役割分担意識を変革し、男女が互いにその人権を尊重し、個人の自由な意思による生き方を認め、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において真に対等なパートナーとして、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が必要である。

男女が共に生き生きと暮らせる「思いやりのある男女共同参画社会の実現」に向けて、その推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び地縁団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人一人の個人としての生き方が尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
 - (4) 地縁団体 一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
- (1) 男女が個人として尊重され、いかなる場合も等しく人権が保障されること。
 - (2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。
 - (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によって男女の活動が制限されることがなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野においてそれぞれ自らの意思と責任において、多様な生き方が選択できるよう配慮されること。
 - (4) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
 - (5) 男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、男性も共同して責任を持ち、職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
 - (6) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重され、生涯にわたる健康に配慮されること。
 - (7) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して男女共同参画を推進すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置及び男女共同参画の推進を阻害する要因の解消を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、市民、事業者、地縁団体、国及び他の地方公共団体と協働し、又は連携するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、男女共同参画推進施策に市、事業者及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動に関し、男女が職場における活動に対等に参画していく機会の確保、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備等、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、男女共同参画推進施策に市、市民及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(地縁団体の責務)

- 第7条 地縁団体は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画し、能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 地縁団体は、男女共同参画推進施策に市、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めるものとする。

第2章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる人権侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等(過去に配偶者関係にあったか否かにかかわらず親しい関係にある異性を含む。))に対し、精神的及び身体的苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第9条 生涯にわたり心身の健康が維持されるため、男女が互いの性を正しく理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重されるよう配慮されるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広く市民に提供する情報においては、性別による人権侵害の禁止事項等を容認若しくは連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ石巻市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び地縁団体の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(参画機会の平等)

第15条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう啓発に努めるものとする。

- 2 市長は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女の委員の数がどちらか一方に偏ることのないよう努めるものとする。
- 3 市長は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施において、参画の機会に係る男女間の格差の是正を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民又は関係団体の活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、男女が互いの性を理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるよう、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育及び学習を通じて男女共同参画の推進に努めるものとする。

(普及啓発)

第18条 市は、男女共同参画に関する理解の促進のため、市民、事業者及び地縁団体に対する普及啓発及び必要な情報の提供等の広報活動に努めるものとする。

第4章 相談及び苦情処理

(相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の行為に関する相談を市民、事業者又は地縁団体から受けた場合には、関係機関等と協力連携し、迅速に問題解決を図るよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第20条 市長は、市が実施する施策について、市民、事業者又は地縁団体から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、石巻市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の審議会の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

石巻市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年3月22日
訓令第6号

改正

平成19年3月29日訓令第10号	平成29年3月31日訓令第7号
平成20年1月28日訓令第7号	平成30年3月30日訓令第11号
平成22年3月31日訓令第14号	平成30年6月29日訓令第20号
平成22年6月21日訓令第26号	平成31年3月29日訓令第6号
平成22年7月30日訓令第31号	令和3年3月31日訓令第12号
平成24年1月31日訓令第3号	令和4年3月31日訓令第15号
平成25年8月1日訓令第17号	令和5年3月31日訓令第10号
平成28年6月16日訓令第14号	令和7年3月31日訓令第8号

(設置)

第1条 石巻市男女共同参画推進条例(平成17年石巻市条例第24号)に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、石巻市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石巻市における男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 石巻市男女共同参画基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育委員会教育長、総務部長、危機管理部長、復興企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会事務局長及び危機管理監をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市男女共同参画推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、復興企画部長をもって充て、副幹事長は、復興企画部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、総務部長、危機管理部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長及び教育委員会事務局長が自らの属する部又は総合支所の職員のうちから指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の幹事の数は、幹事の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第7条 幹事会が行う調査検討事項について、幹事会の指示に基づき専門的に調査研究するため、石巻市男女共同参画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、復興企画部次長をもって充て、副委員長は、復興企画部地域振興課長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び検討委員会の庶務は、復興企画部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(以下略)

石巻市女性活躍推進会議設置要綱

平成 30 年 7 月 9 日
告示第 232 号

改正

令和 2 年 3 月 31 日 告示第 156 号
令和 2 年 5 月 29 日 告示第 260 号
令和 4 年 3 月 31 日 告示第 153 号

(設置)

第 1 条 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 27 条第 1 項の規定により、石巻市女性活躍推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(意見等を求める事項)

第 2 条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 女性活躍推進に関する情報の共有及び活用に関すること。
- (2) 女性活躍推進に関する関係機関との連携に関すること。
- (3) 女性活躍に関する事業の推進策に関すること。
- (4) その他事業推進のために市長が意見を求める必要があると認める事項

(構成)

第 3 条 推進会議の構成員(以下「構成員」という。)は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 国及び地方公共団体関係機関の職員
- (2) 経済団体の職員
- (3) 市民代表
- (4) 民間企業の職員
- (5) 労働団体の職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が認める者

(座長及び副座長)

第 4 条 推進会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、復興企画部地域振興課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

(以下略)

▶ 1. 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、令和12年までに達成を目指す国際目標。経済・社会・環境の課題に総合的に取り組むために設定された17の目標から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としている。ゴール5では、ジェンダー平等の達成と女性・女児のエンパワーメントを掲げている。

▶ 2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を重点的に推進し、社会経済の変化に対応できる活力ある社会の実現を目的として、平成27年に制定された法律。男女共同参画基本法の理念に基づき、女性活躍推進の基本原則、国・地方公共団体・事業主の責務、事業主の行動計画策定や支援措置などを定めている。

▶ 3. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として、平成11年に施行された法律。男女共同参画に関する基本理念を示し、国・地方公共団体・国民の責務を明確にするとともに、関連施策の基本となる事項を定めている。

▶ 8. KGI(Key Goal Indicator)

「重要目標達成指標」で、組織や事業の最終的な目標の達成度を測る指標。成果が達成されたかを定量的に把握するために用いられる。

▶ 9. KPI(Key Performance Indicator)

「重要業績評価指標」で、最終目標(KGI)を達成するためのプロセスや取組状況を測る指標。行動や成果の進捗を定量的に把握するために用いられる。

▶ 10. 多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として共に生きていく社会。

▶ 11. 男性中心型労働慣行

長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム。

▶ 12. 女性人材リスト

石巻市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現を目指すため、人材情報を把握し、市政に重要な役割を果たす審議会等の委員に女性を積極的に登用し、政策形成、意思決定の場における女性の参画を促進することを目的に、登録希望者の同意に基づき随時登録を行い、継続の意思を確認しながら管理しているリスト。

▶ 4. ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を指し、誰もが仕事、家庭、地域活動、自己啓発などを希望するバランスで行える状態のこと。仕事と生活の双方が充実することで好循環が生まれ、多様性と活力のある社会の基盤となる。

▶ 5. 固定的な性別役割分担意識

仕事と生活の調和を指し、誰もが仕事、家庭、地域活動、自己啓発などを希望するバランスで行える状態のこと。仕事と生活の双方が充実することで好循環が生まれ、多様性と活力のある社会の基盤となる。

▶ 6. アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

▶ 7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に関する通報・相談・保護・自立支援の体制を整備し、暴力の防止と被害者の保護を目的として、平成13年に制定された法律。男女いずれの被害者も対象とするが、被害者の多くが女性である実情を踏まえ、前文には女性被害者への配慮が示されている。

▶ 13. 地縁団体

一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

▶ 14. 性的指向・性自認

性別により役割を固定的に分ける考え方のこと。個人の能力や適性とは関係なく、「男は仕事、女は家庭」など、男女の役割を性別を理由に決めつける意識を指す。

▶ 15. NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

▶ 16. 石巻市NPO支援オフィス

市民公益活動を促進し、協働を推進するために市が設置。市、市民公益活動団体及び市民並びに企業が連携、交流及び活動できる場として提供している。

▶ 17. キャリア教育

性別に関わりなく、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する教育。

▶ 18. 出前講座

市民要望により、学習したい市の事業等について、市の職員等が講師となり、各地域や団体を訪問し講座を実施するもの。

▶ 19. 男女共同参画週間

男女共同参画社会の形成を促進するため、毎年6月23日から29日まで設けられている週間。期間中、地方公共団体や関係団体が協力して、理解促進や意識向上を目的としたさまざまな行事が全国で実施される。

▶ 20. M字カーブ

日本の女性の労働力率や就業率を年齢階級別に示した際、30歳代で低下し、20歳代後半と40歳代後半で高くなることで、グラフがアルファベットの“M”の形になる現象。結婚・出産を機に労働市場から離れ、子育て後に再就業する女性が多いことが背景とされる。近年は労働力率の上昇により、形状は台形型に近づきつつある。

▶ 24. ポジティブ・アクション

男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲で一方の性に対し参画の機会を積極的に提供する取組。国の審議会委員への女性登用目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用促進などが例として挙げられる。手法としては、一定比率を割り当てるクォータ制、目標と達成時期を示すゴール・アンド・タイムテーブル方式などがある。

▶ 25. 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定。

▶ 26. くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画目標を達成し一定の基準を満たした場合に、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する制度。より高い水準で両立支援に取り組む企業には、「プラチナくるみん認定」が付与される。

▶ 27. えるぼし

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況が優良と認められた場合に、厚生労働大臣が認定する制度。特に優良で一定の要件を満たす企業は、「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。

▶ 21. 女性のチカラを活かす企業

宮城県が実施する「女性のチカラを活かす企業」認証制度において、認証を受けた企業・法人・団体のこと。

女性も男性も働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む企業等を宮城県が認証することにより、企業等の自主的な取り組みを推進することを目的としている。

また、認証を受けた企業のうち特に優れた取組を行っている企業はゴールド認証企業となる。

▶ 22. イクボス

職場で働く部下やメンバーの仕事と家庭の両立を応援しつつ、自らが仕事と私生活の充実を図る上司像を指す呼称。

▶ 23. 特定妊婦

妊娠期から特に支援が必要と判断される妊婦のこと。経済的状況、家族等の支援の不足、健康面の不安などにより、妊娠・出産・育児に困難が生じるおそれがあると認められ、市町村が継続的な支援につなげるために把握する対象。

▶ 28. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、生殖に関わる身体的・精神的・社会的な健康が良好な状態にあることを指す概念。リプロダクティブ・ライツは、子どもの数や出産の時期を自由に決定でき、そのための情報や手段を得る権利、また最高水準の性と生殖に関する健康を享受する権利を指す。

▶ 29. 子どもセンター「らいつ」

0歳から18歳までの子どもを対象に、健全な遊びと安心して過ごすことができる居場所を提供し、子どもの健康を増進し、社会参加を進めるために平成26年1月に児童館として開館した。石巻の活性化のために、子どもの権利を柱とし子どもたちが中心となって運営をする施設。

▶ 30. ファミリー・サポート・センター

仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するため、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（協力会員）が相互援助を行う会員組織。

